

重要

専攻科生の皆さんへ

学生課学生支援係

令和8年度前期分授業料免除の申請について

標記について、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免のダブル支援）への申請を考えている学生は、4月24日（金）までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を学生支援係へ提出してください。

対象者

高等教育の 修学支援制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生で、一定の学力基準を満たしている者

※令和6年度から扶養する子の数が3人以上である多子世帯を対象とする第Ⅳ区分が追加され、支援対象が拡大されました。

※住民税非課税であっても、ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、満額支援に該当しない場合があります。

※多子世帯の場合は
所得によらず満額減免されます。



手続きの流れ

1. 各申請書提出
4月24日（金）まで
2. 「給付奨学金案内」配付
3. 「スカラネット入力下書き用紙」確認
「通帳コピー」提出
4. スカラネットより申請内容登録
5. 採用・不採用通知交付

※1～5は新規申請者のみ必要な手続きです。
令和7年度から継続して制度を利用される方は個別に案内します。

